

鶴ヶ島市立障害者生活介護施設
指定管理者選定等委員会
審査報告書

令和5年10月

目次

1	施設概要.....	1
	(1) 名称.....	1
	(2) 所在地.....	1
	(3) 目的.....	1
	(4) 施設.....	1
	(5) 開館時間.....	1
	(6) 休館日.....	1
	(7) 利用料金.....	1
2	指定管理者の導入目的.....	1
3	指定管理者が行う業務.....	2
4	指定管理期間.....	2
5	応募団体.....	2
6	指定管理者選定等委員会委員（敬称略）.....	2
7	選定基準.....	2
8	選定経過.....	3
9	審査結果.....	4
	(1) 第1回指定管理者選定等委員会.....	4
	(2) 第2回指定管理者選定等委員会.....	4
10	指定管理者（候補者）.....	5
	(1) 名称.....	5
	(2) 指定期間.....	5
	(3) 指定管理料.....	5
11	今後のスケジュール.....	5
12	総評.....	6
参考		7

1 施設概要

(1) 名称

鶴ヶ島市立障害者生活介護施設（開設日：平成元年4月1日）

(2) 所在地

埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木935番地1

(3) 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護を提供し、在宅の常時介護を要する障害者の日常生活の充実及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

(4) 施設

①形態

単独施設

②規模

敷地面積 3, 527. 56 m²

建築面積 534. 26 m²（鉄筋コンクリート造平屋建）

③機能

作業室、生活訓練室、静養室、食堂、医務室、相談室、その他同敷地内に倉庫棟、便所棟、車庫あり

(5) 開館時間

午前9時から午後4時まで

(6) 休館日

①日曜日及び土曜日

②国民の祝日に関する法律に定める休日

③1月2日、3日、12月29日～12月31日

(7) 利用料金

①法第29条第1項に規定する特定費用の額

②法第29条第3項第2号に規定する政令で定める額の範囲内で指定管理者が定める額

2 指定管理者の導入目的

多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理・運営に民間事業者等が有するノウハウを活用することで、市民サービスの質の向上を図り、施設の設置目的を達成することを目的とする。

3 指定管理者が行う業務

- (1) 鶴ヶ島市立障害者生活介護施設の設置及び管理に関する条例第9条に規定する業務
- (2) 生活介護施設の施設、設備及び物品の維持管理に関する業務
- (3) 在宅の常時介護を要する障害者の日常生活の充実及び社会参加の促進等に関する業務
- (4) その他、生活介護施設の管理に関して市長が必要と認める業務

4 指定管理期間

令和6年4月1日から令和10年3月31日まで（4年間）

5 応募団体

社会福祉法人 鶴ヶ島市社会福祉協議会

6 指定管理者選定等委員会委員(敬称略)

職名	氏名	摘要
委員長	袴田 健	総合政策部長
副委員長	朝生 三郎	識見者
委員	内野 育雄	
	加藤 拓	総務部長
	高澤 嘉晴	
	円城寺 菜穂子	福祉部長

7 選定基準

(団体概要)

- ・ 公の施設としての役割を適切に担うことができるか
- ・ 経営基盤は安定しているか
- ・ 個人情報の適切な取扱いを確保しているか

(事業内容)

- ・ 利用者のニーズに応じた適切な支援の提供ができるか
- ・ 効果的な施設運営を実施できるか
- ・ 効果的な施設管理を実施できるか
- ・ 指定管理料は適正か

※審査基準（評価項目）については、別紙を参照。

8 選定経過

月日	内容
8月1日から8月22日	募集要項配布
8月21日	現地説明会
8月22日から8月25日	質問書受付
9月4日	質問事項回答
9月5日から9月11日	申請書受付
10月11日	第1回指定管理者選定等委員会 ・適格審査 ・現地視察
10月13日	第2回指定管理者選定等委員会 ・応募団体ヒアリング ・候補者の選定
10月13日	市長報告

9 審査結果

(1) 第1回指定管理者選定等委員会

応募団体の申請内容、応募資格について審査を行い、妥当と認められた。

(2) 第2回指定管理者選定等委員会

「指定管理者候補者審査表」に基づき、審査を行い、指定管理者の候補者を選定した。集計結果は以下のとおり。

【審査表集計結果】社会福祉法人 鶴ヶ島市社会福祉協議会

評価項目（配点）	採点（委員平均点）
I 公の施設としての役割を適切に担うことができるか（20）	17.3
II 経営基盤は安定しているか（20）	14.3
III 個人情報の適切な取扱いを確保しているか（10）	7.7
IV 利用者のニーズに応じた適切な支援の提供ができるか（30）	26.3
V 効果的な施設運営を実施できるか（40）	32.0
VI 効果的な施設管理を実施できるか（30）	23.7
VII 指定管理料は適正か（20）	15.0
審査点数 （満点 170 点 選定標準点 102 点）	136.3

10 指定管理者（候補者）

（1）名称

社会福祉法人 鶴ヶ島市社会福祉協議会

代表者：理事長 金泉 婦貴子

所在地：埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木16番地1

（2）指定期間

令和6年4月1日から令和10年3月31日まで（4年間）

（3）指定管理料

令和6年度	3,364,000円
令和7年度	2,424,000円
令和8年度	1,369,000円
令和9年度	972,000円
合計	8,129,000円

11 今後のスケジュール

月日	内容
選定等委員会選定後	指定管理者（候補者）の決定、応募者へ通知
12月中旬	令和5年第4回定例議会で議案提出、 指定管理者の指定（告示）
1月～3月	指定管理者と協定の締結
4月1日	指定管理業務の開始

1 2 総評

公の施設としての役割

社会福祉法人 鶴ヶ島市社会福祉協議会は、当該施設の現在の指定管理者であり、公の施設を適切に管理、運営する実績を有していると評価できる。

また、重度障害者の受け入れを積極的に行っている点は、今後も公の施設としての役割を果たせるものと評価できる。

経営基盤

提出された団体の運営、財務に関する書類から、経営基盤に問題はなく、安定的な施設の管理運営を行うことができると見込まれる。

個人情報の適切な取扱い

個人情報の取扱いについては、日頃から法令遵守を徹底し、職員研修を実施するなど、その体制は妥当と評価できる。

利用者のニーズに応じた適切な支援の提供

利用者一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援を実施し、利用者や家族が安心して利用できる環境の確保に努めている点は評価できる。

本施設の特徴である、視覚的な手段により利用者の理解を助ける「構造化支援」については、職員の専門的な知識を生かし、利用者の特性に合わせた工夫がなされ、導入以後、利用者の精神的な安定に寄与しているものと評価できる。

効果的な施設運営／施設管理

日頃から利用者や家族とコミュニケーションを図るとともに、アンケート等を行い、利用者の声を施設運営に生かす姿勢は評価できる。

また、事故防止対策の徹底のほか、緊急時や防災・防犯対策等へのマニュアルが整備され、訓練や研修の実施など、安全管理の体制は妥当と評価できる。

施設の管理については、定期点検が実施され、必要な修繕が行われるなど、適切に維持管理されているものと評価できる。

指定管理料

指定管理料は、4年間で8, 129, 000円であり、市が示した上限額の範囲内の提案である。

以上のことから、当該施設の設置目的を効果的に達成することが見込まれる。

当委員会として、社会福祉法人 鶴ヶ島市社会福祉協議会を指定管理者の候補者として選定する。

附帯意見

利用者の安定的な確保に努められたい。

参考

鶴ヶ島市指定管理者候補者審査表（障害者生活介護施設）								
団体名：社会福祉法人 鶴ヶ島市社会福祉協議会								
審査基準（評価項目）		点数						
		A	B	C	D	E		
団体概要	I 公の施設としての役割を適切に担うことができるか（20点）							
	1	施設の設置目的を理解し、管理運営に意欲が感じられるか		10	8	6	4	2
	2	公平、公正な施設利用環境を確保できるか		10	8	6	4	2
	II 経営基盤は安定しているか（20点）							
	3	施設の管理運営を安定して行う経営基盤を有しているか		10	8	6	4	2
事業内容	4	施設の維持及びサービスを提供するための職員体制や人材育成（研修等）の体制が確保できるか		10	8	6	4	2
	III 個人情報の適切な取扱いを確保しているか（10点）							
	5	個人情報の適切な取扱いを確保できるか		10	8	6	4	2
	IV 利用者のニーズに応じた適切な支援の提供ができるか（30点）							
	6	利用者一人ひとりのニーズを理解し、希望する生活を実現するための支援ができるか		10	8	6	4	2
	7	利用者の社会参加の機会となる事業所での活動・体験を提供できるか		10	8	6	4	2
	8	利用者の基本的な人権を尊重し、虐待、差別等の不適切な行為、権利侵害を未然に防止できるか		10	8	6	4	2
	V 効果的な施設運営を実施できるか（40点）							
	9	利用者の意見や要望等を把握し、市への報告や運営の改善につなげる工夫があるか		10	8	6	4	2
	10	利用者の満足度を高めるための自己点検及び自己評価の仕組みは適切か		10	8	6	4	2
	11	施設の現状を認識し、安定した施設運営が見込めるか		10	8	6	4	2
	12	施設運営の自立促進やサービスの向上に向けた取組はあるか		10	8	6	4	2
	VI 効果的な施設管理を実施できるか（30点）							
	13	防災・防犯・事故防止に向けた対策がなされているか		10	8	6	4	2
	14	緊急時の体制は整備されているか		10	8	6	4	2
	15	施設の衛生管理は適正であるか		10	8	6	4	2
	VII 指定管理料は適正か（20点）							
16	事業計画と収支計画の整合がとれているか		10	8	6	4	2	
17	経費削減等の工夫があるか		10	8	6	4	2	
審査点数			/170					